

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	島根県	
3. 市区町村名	雲南市	
4. 届出番号	2	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.unnan.shimane.jp/unnan/kurashi/seikatsu/about_mynumber.h	

執行機関名 雲南市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		雲南市個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例（平成27年雲南市条例第42号）別表第1 第1の項 福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日）（法律第123号）第1条	雲南市福祉医療費助成条例（平成17年雲南市条例第34号）第1条及び第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、福祉医療対象者に対して医療費を助成することにより、福祉医療対象者の健康の保持と生活の安定を図り、もって福祉医療対象者の福祉の増進に資することを目的とする。 第2条 (1) 障 (2) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「判定機関」という。）が重度と判定した知的障害児若しくは知的障害者又は身体に相当の障害を有し、重度と判定した知的障害児若しくは知的障害者（以下「判定対象者」という。）に身体上の障害程度が1級（以下「1級」という。）に身体上の障害程度が1級又は2級であること、 (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害程度が1級又は2級であること、 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和45年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）に精神上の障害程度が1級であること、 (5) 判定機関が身体又は精神に相当の障害を有し、重度と判定した知的障害児若しくは知的障害者、 (6) 身体障害者手帳に身体上の障害程度が3級又は4級であること、 (7) 略
⑦独自利用事務の関連規範		雲南市福祉医療費助成条例（平成17年雲南市条例第34号） 雲南市福祉医療費助成条例施行規則（平成17年雲南市規則第30号）